

## 三重県松阪市における有識者との懇談会の開催について

令和元年10月30日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立っているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、三重県松阪市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

### 1 日 時

令和元年11月6日（水）13：00～16：30

### 2 場 所

松阪市産業振興センター カリヨン別館（松阪市日野町788）

### 3 次 第

- (1) 公正取引委員会事務総局中部事務所との意見交換会
- (2) ①独占禁止法の概要、具体的な違反事例  
②下請法の概要、具体的な違反事例  
③消費税転嫁対策特別措置法の概要、具体的な違反事例
- (3) 個別相談会

### 4 出席者

三重県松阪市及びその周辺に所在する事業所の代表者  
公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

※ 懇談会当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ当事務所に御一報の上、御自由に会場へお入りください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 052-961-9421(直通)
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/</a>